

令和7年度 中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金

補助金の概要

中村区に整備された「太閤秀吉功路」が結ぶ名古屋駅西側の3エリア（名古屋駅西エリア、大門エリア、中村公園エリア）を面的につなげ、賑わいあるまちづくりを進める団体の活動に対し、その活動に必要な費用の一部を補助し、支援を行います。

補助金額

上限額100万円（ただし、補助事業者が複数の場合は、各々の補助対象経費総額に基づき、100万円を按分した額になります。）

補助率

補助対象経費の100%

補助対象団体

主たる活動の場が中村区内にある団体で、次の①から③のすべてに該当する団体。

- ① 上記「補助金の概要」の趣旨を理解し、それに則した事業を行う団体。
- ② 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が中村区内に在住、在勤又は在学している者であり、かつ、構成員のうち、3エリアに在住、在勤又は在学している者を各エリア1人以上含む団体。
- ③ 構成員の名簿及び定款・会則等の規約など組織運営に関する明文の定めを有している団体。

補助対象事業

補助金の交付決定日（令和7年6月上旬予定）から令和8年3月31日までに実施し、完了する事業で、次の①及び②のいずれにも該当し、③から⑥のいずれか又は複数に該当する事業。

- ① 補助事業者自らが企画し、実施するものである事業
- ② 補助事業者自らが主体で取り組むまちづくり活動である事業
- ③ 賑わいの創出に関する事業
- ④ 地域コミュニティの活性化に関する事業
- ⑤ 広報活動・情報発信に関する事業
- ⑥ その他、中村区内のまちづくりの推進に関連する事業

受付期間

令和7年4月21日（月）から令和7年5月30日（金）まで

申請方法

- ・ 受付期間内の開庁日の午前8時45分から午後5時30分までに、**中村区区政部企画経理課に持参又は郵送**にて必要書類を提出してください。
- ・ 詳細な募集要項や申請に必要な各種様式のデータは、電子メールでお送りできますので、必要な場合は下記までお問合せください。
- ・ 申請をご検討される場合は、補助対象に該当するかなど、申請書の提出前にお早めにご相談ください。

● 問合せ先 中村区区政部企画経理課

〒453-8501 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 中村区役所5階
電話：052-433-2743（祝日除く平日 午前8時45分から午後5時30分まで）
E-mail：a4332743@nakamura.city.nagoya.lg.jp

